

## 実践報告

## 札幌市立真駒内中学校

### (1) 研究内容

研究課題：「子どもの権利に関わる学習活動に関する研究」

- 学校で学ぶことと権利主体として生きることを考える学習

### (2) 実践の内容

【実践①】札幌市子どもの権利条例の学習について（1時間）

#### ○ ねらい

- ・ 国際社会の共通理解に立ち「子どもの権利条約」が批准されていることを知る。
- ・ 「札幌市の子どもの権利条例」を学び、日々の生活と権利の大切さを考える。

#### ○ 学習内容

- ・ 「子どもの権利条約」の成立背景と、「国・大人」の義務、「子ども」の権利を知る。
- ・ 「札幌市子どもの権利条例」条文カードを使い、さっぽろっ子の自分たちに最も大切な権利について、グループで考える。

【実践②】札幌市子ども未来局の人に話を聞こう！（1時間）

#### ○ ねらい

- ・ さっぽろっ子の権利保障のために、仕事をしている「大人」に出会う。
- ・ 権利を活かすことや、権利を保障するとはどのようなことなのか、考える。

#### ○ 学習内容

- ・ 学年道徳集会に、子ども未来局から講師を招く。
- ・ 事前学習で出た「子どもの声」「疑問」を講師に問う。
- ・ 子どもの意見反映として、その場で話し合う時間を設けて意見を伝える。

【実践③】「ぼくたちはどうして学校に行くの」について（2時間）

#### ○ ねらい

- ・ 子どもの権利として重要な「学校に行く」ことについて考える。
- ・ 「学校での学び」を受動ではなく、能動的に活かす権利主体になる契機とする。

#### ○ 学習内容

- ・ ドキュメンタリー映画「世界の果ての通学路」の一部（ケニア編）を視聴。
- ・ サバンナを危険を伴いながら、片道2時間かけて学校に通う同年齢の子どもから「学校に通い続ける意味」を考える。
- ・ ノーベル平和賞を受賞したマラウ・ユスフザイの活動から、「すべての子どもに教育を」という、それだけの価値が学校にあるのか、考える。
- ・ 「学校に通う権利」を今の自分の立場から再度考える。

### (3) 研究のまとめ

#### ① 成果

- ・ 以前は、「子どもの権利条約」カード学習を主にしていたが「札幌市の子どもの権利条例」カードで学習することで、より“自分ごと”として具体的な事例を考えることができることが分かった。
- ・ 子ども未来局の出前講座は、ぜひ今後も活用したい。以前は、説明講座として1時間をとったが、今回の研究で「子どもから問う」「子どもの話し合いを入れる」という形が良かった。
- ・ いじめや、不登校など、学校教育にマイナス面がある。子どもが受動的に教育され、守られる学校ではなく、権利主体としてチャンスを活かし未来を拓く場として、「学校」に向き合う子どもが増えることで、学校も子どもも成長できるのではないかと、子どもの変容から考えることができた。

#### 【子どもの変容】

- 第1時「子どもの権利条例カード」学習から、第2時「未来局の出前講座」
  - ・ 権利があって良かった→権利を守ろうとする施設や仕事がある→生かしていきたい。
  - ・ 意見を言う権利はそんなに大切だと思わない。→意見を言わないと子どもの立場が分かってもらえない。→意見を言う権利は大切だ。
- 第3時「世界の果ての通学路」視聴から、第4時「ぼくたちはどうして学校に行くの」
  - ・ 自分は苦労してないからか、学校に行けることをあまりありがたいと思えない。→勉強だけじゃなく、友達といっしょにいと、違う人の意見を聞いたり、コミュニケーションの力が付くのも学校の意味だと思った。
  - ・ 日本の学校は全然おもしろくない。やりたくない勉強をつまらないと言ったら怒られる。→怒られ強制されてきたように思っていたけど、だから身に付いたことたくさんあると今更ながら思う。

#### ② 課題

- ・ 学年団で教材や目標確認など十分な打合せ時間を取れなかった。
- ・ 日常の教育活動における、学級会、生徒会活動などにつなげていく必要がある。指導する教師、学校自体が、「子どもの権利」の視点をどう生かして、学び甲斐のある、授業や学校をつくるか考えなければならない。
- ・ 保護者にも、未来局の講座を案内したが参加者がなく残念だった。

#### ③ 提言「人権教育のすすめ」

- ・ 「子どもの権利」については、権利主体は子どもだが、その理念に則って社会や学校をつくる大人こそ「権利尊重の主体性」を持つべきである。
- ・ そのためにも、義務教育段階で、子どもだけではなく、教師、保護者が学べるよう、機会を多くもつことが必要である。